（別添３）

利害関係の確認について

ＮＥＤＯは、採択審査に当たり大学・研究機関・企業等の外部専門家による採択審査委員会を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。また、採択審査委員の選定段階で、ＮＥＤＯは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っており、採択審査委員本人にも事前に確認を求めています。

公平・公正な審査の徹底を図るため、提案者におかれましても利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、下欄にご記載下さい。利害関係者とお考えになる者がいない場合には、「なし」とご記載下さい。なお、理由が不適切な場合には利害関係者とはみなせませんのでご注意下さい。

提案者名

助成事業の名称

利害関係者

氏名（１）／機関名（１）：

理由（１）：

氏名（２）／機関名（２）：

理由（２）：

氏名（３）／機関名（３）：

理由（３）：

利害関係者の定義について

１　規程

ＮＥＤＯでは、ＮＥＤＯ技術委員・技術委員会等規程（平成15年度規程第63号）（以下、規程という。）第25条及び第32条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

２　利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

一　審査を受ける者と親族関係にある者

ニ　審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者

三　審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者

四　審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者

五　その他機構が利害関係者と判断した者

以上